

慶應義塾大学学術情報リポジトリ  
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	日本における最近の更生緊急保護の動向について
Sub Title	Neuere Entwicklung der Entlassenenhilfe in Japan
Author	宮澤, 浩一(Miyazawa, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1996
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.69, No.1 (1996. 1) ,p.11- 31
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	向井健教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19960128-0011">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19960128-0011</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 日本における最近の更生緊急保護の動向について

宮澤浩一

はじめに

- I 日本における更生保護の歴史
- II 更生緊急保護の必要性
- III 制度改革と法改正
- IV 更生保護会の最近の動き  
結びに代えて——更生保護の行方

はじめに

日本における最近の更生緊急保護の動向について

1 刑事政策の国際的な潮流の一つとして、『施設内処遇から社会内処遇へ』というモットーが広く唱えられ、事実、刑事政策の現実に大きく影響している。施設内処遇をいかに近代化し、合理化し、その生活条件を『堀の外の世界』と同じ程度に改める工夫をしても、人工的な社会環境の中で『社会復帰のための訓練』を試みても、限界がある。日本に言ふと、『置きの上の水練』と同様、自由を大幅に制限し、自由を剥奪した環境の中でどんなに社会復帰・再社会化

会化の訓練をしても、施設から出たら、直ちに、あらゆる自由、つまり、誘惑が待ち受けている社会（俗な言葉で言えば、婆娑<sup>(1)</sup>）へと放り出される。犯罪者の多くは、社会的適応性が無く、人間関係がうまく行かないために犯罪を犯すと言われている。犯した犯罪の種類にもよるが、出来るだけ施設に収容することを回避し、やむを得ず施設に収容する場合でも、出来るだけ早期に、社会に戻す工夫が必要である。そのためには、社会内に、適切な『受け皿』がいる。そのための法的裏付けが『更生緊急保護法』であり、その『受け皿』が、『更生保護会』である。<sup>(2)</sup>

**2** もちろん、社会福祉の充実した国、例えば、スエーデンでは、帰住先のコミュニーンに、差し当たって衣食住を提供する生活の場が用意されているが、日本の場合、生活保護の施設を転用するには限界があるため、犯罪者の社会内処遇のためには、『更生保護会』に依存せざるを得ない。日本の刑事政策の分野で、社会内処遇にかかる法制を『保護』といい、施設内処遇を担当する『矯正』と共に、犯罪者処遇の『二本柱』を形成している。いずれも、法務省の所管であるが、予算的にも人的にも、従つて、制度的にも、『矯正』と比べて、保護は地味であり、規模も小さい。しかし、『保護』は、犯罪者処遇の『最後の砦』ともいうべき大切な役割を担っている。本稿は、この保護の分野のうち、特に、『更生緊急保護』を扱うことにする。

**3** この制度は、一口に言うと、矯正施設から移放され、直ちに帰住する場所のない人、執行猶予者・起訴猶予者等で、同じように帰住する場所のない人を一時的に収容し、衣食を提供すること等を内容とする。この種の応急の保護措置は、犯罪者の更生を妨げる事情のあるとき、保護観察所長の判断で行われる。保護観察対象者が、負傷・疾病あるいは適当な仮宿泊場所、住居、職業が無い場合、親族・縁故者、公共施設からの必要な保護が得られるよう援助し、それらの方法で緊急状態を解消できないときは、保護観察所で応急の措置を取ることにしている。帰住場所の援助、金品の貸与等の一時的措置（一時保護・自序保護）と宿泊の供与又は食事付宿泊の供与を内容とする継続的措置（継続保護・委託保護）があり、後者には、更生保護会に委託する場合とそれ以外の適当な篤志の団体又は個人に委託する、

個人委託の場合とがある<sup>(3)</sup>。本稿の対象は、『更生保護会』における『更生緊急保護』である。

4 向井健教授と私とは、ともに昭和二八年（一九五三年）に慶應義塾大学法学部法律学科を卒業し、法学研究科に進み、昭和三〇年四月に法学部の教員になった。専攻は、日本法制史と刑法と分かれたが、ともに、故手塚豊教授の学問的影響を直接・間接に受けた。私の場合は、実定法を研究対象とする分野に関心をもっていたが、いつの間にか、研究上の資料を大切に扱い、議論を組み立てるにあたって、用いる資料・内外の先学の業績を厳密に検討して手堅い論文に仕上げる作法を手塚教授の論著を通じて学び、今日に至っている。その間、向井教授の論文にも学ぶところが多くかった。我々は、ともに、慶應義塾の法学部を去る巡り合わせにある。ともに支えてきた法学部の発展を心から願いながら、共通の時間を共有した思い出のために、この小論を捧げたい。

- (1) 宮澤浩一・社会内処遇管見、犯罪と非行、九七号、一九九三年、四八頁以下。
- (2) 森下忠・更生緊急保護、同・刑事政策大綱〔新版〕、一九九三年、三三三頁以下。
- (3) 法務省保護局・更生保護の現状——平成五年度、六年度の統計を中心として——、法曹時報四七巻五号、一九九五年。

## I 日本における更生保護の歴史

1 日本における更生保護の歴史は、徳川幕府が、一七九〇年、江戸石川島に設置した『人足寄場』に始まるというのが定説である<sup>(4)</sup>。中級の旗本の庶子として生まれ、天明七年（一七八七年）に、火附盜賊改役を命ぜられた長谷川平蔵が、当時、貧困にあえぐ群衆が蜂起し、『天明の打毀し』といわれる騒動を引き起こした事件を契機として、時の老中松平定信に建議して、社会不安の元凶である犯罪者（入れ墨・敲の刑に処せられた者）、その他の無宿人を収容する施設を作り、各人の手業によって授産をし、放免のときに、生業資金を貸与したという。

明治維新後、明治一五年（一八八二年）施行の監獄則三〇条に別房留置の制度がおかれた。『刑期満限ノ後頼ルヘキ所ナキ者ハ、其ノ情状ニ由リ、監獄中ノ別房ニ留メ生業ヲ當マシムル「ヲ得』とする規定がこれである。しかし、監獄に支出する費用が増大し、地方財政を圧迫したため、明治二年の監獄則改正で廃止された。政府は、府県知事に對し、有志の慈善家を督励し、刑余者を保護する政策を検討すべき旨訓令を発した。其の先駆者として、治山・治水の事業家であった金原明善<sup>(7)</sup>が、一八八八年、静岡県監獄署長川村矯一郎の示唆を得て、静岡県出獄人保護会社（後の静岡県勸善会）を設立し、免囚保護事業を開始したのであった。かくて、保護の主体が、国から民間へと転換される歴史が始まり、一九一七年には、保護団体の数は、七一五に達した。<sup>(8)</sup>

2 一九二二年に制定された少年法には、一八歳未満の犯罪少年等を、国の機関としての少年保護司の觀察に付し、保護団体に収容保護を委託する制度が規定され、国の施策としての觀察・援護等の措置が実施された。一九二二年に制定され、一九二四年に施行された旧刑事訴訟法には、起訴猶予の規定がおかれ、成人についても、出獄人の保護（釈放者保護）のみならず、起訴猶予者等の保護（猶予者保護）も行われることとなつた。これら保護活動を制度として確立するための法的根拠として、一九三九年には、各種の民間保護事業を総合した司法保護事業法が制定され、制度の法的整備がなされたが、釈放者保護は、民間に行うべき事業と位置づけられ、国は、それらの事業に奨励金を与える監督する立場に止まっていた。<sup>(9)</sup>

3 第二次大戦後の日本では、敗戦後の経済的混乱、思想的自己喪失状態、社会不安を反映し、犯罪が増加し、それに伴い執行猶予者や被釈放者の著しい増加が見られ、そのため、更生保護制度の確立が要請され、これに対処するため、一九四九年に犯罪者予防更生法が公布・施行された。一九五〇年には、更生緊急保護法と保護司法とが公布・施行され、それに伴って、司法保護事業法は廃止された。更生緊急保護法は、保護の対象者（満期釈放者・起訴猶予者等）とその期間（六ヶ月）とともに限定的ではあつたが、国の責任で保護を行うと明記したことと、保護制度の刑事政策に

おける地位が確立した。<sup>(10)</sup> 一九五三年と五四年に、刑法の一部改正によって、執行猶予制度の改正がなされ、さらに、執行猶予者保護観察法の制定・施行により、保護の対象に、執行猶予者も加わることになった。これら一連の保護法制の整備により、「保護団体」は、「更生保護会」として、更生保護事業の中核的な担い手と位置づけられ、国は、刑余者等の保護を委託し、その費用を支弁する事となった。更生保護会の動向には、国の刑事政策が如実に反映している。保護団体の多くは、全国各地の名望家の資産を原資として設立・運営され、いずれも長い間、我が国の犯罪者の社会復帰事業を支えて來たのであるが、第二次大戦後の関連法律の整備による更生保護制度の定着により、その数が増え、一時期は、直接保護事業を営むものだけでも、一七〇団体を越える勢いであったが、一九五五年頃から、経営難に陥るものが増え、その数は次第に減少し、現在は、九九団体を数えるに過ぎず<sup>(11)</sup>、しかも、いずれも経営難にあえぎ、それに加えて、地域住民のエゴによる追放運動におびえているのが実情である。

(4) 人足寄場顕彰会編・人足寄場、一九七四年。

(5) (財)日本刑事政策研究会編・日本刑事政策史上の人々、一九八九年、八一頁以下。

(6) 前注八九頁以下。

(7) (注5) 一三七頁以下。更生保護会設立一〇〇周年記念事業準備委員会編・更生保護会設立一〇〇周年記念誌（以下、一〇〇周年記念誌と略称）、一九八八年、一頁。

(8) 本間達二・更生保護事業法の制定について——第四五回“社会を明るくする運動”に寄せて、判例タイムス八七六号、一九九五年、一頁。

(9) 日本の更生保護の歴史につき、詳しくは、西岡正之・日本における更生保護の歩み、朝倉京一他編・日本の矯正と保護第三卷、一九八一年、一頁以下参照。

(10) 日本における戦後の更生保護の動向については、更生保護三十年史編集委員会編・更生保護三十年史、一九八一年参照。

(11) 本間達三・前出(注8)、一頁、板谷充・更生保護制度の変革期にあって、罪と罰三巻四号、一九九五年、七九頁以下、西中間貢・更生保護を支える更生保護会——第四五回“社会を明るくする運動”に寄せて、法学教室一七八号、一九九五年、一〇九頁。

## II 更生緊急保護の必要性

1 高齢化社会に向かっている日本の現実を反映し、矯正施設でも、高齢受刑者の比率が増大している。殊に、女子刑務所の高齢化が顕著である。一九九一年版犯罪白書は、『高齢化社会と犯罪』の特集記事を載せている。<sup>(12)</sup> そのデータによると、新受刑者では、一九六六年に、六〇歳以上の高齢者は、三万三、五九一人のうち、一・三%に過ぎなかったのに対し、一九九一年には、二万二、七四五人のうち、三・九%を占めるに至っている。ちなみに、日本では、一九八〇年台の後半以来、受刑者数は減少の一途をたどっている。一九九四年には、二万一、二六六人の新受刑者のうち、六〇歳以上の高齢受刑者は、一、一八一人（五・六%）に上っており、この傾向は、今後も続くと思われる。

年末在所受刑者のデータでは、高齢者の比率はさらに高い。一九六六年には、五万三、六五五人のうち、六〇歳以上のは、一・三%であったが、一九九一年には、三万九、八九二人のうち、一、九九〇人（五・〇%）を占め、一九九四年には、三万七、四三五人のうち、一、六九二人（七・一%）である。

女子受刑者は、男子と比べ、その実数は少ないが、新受刑者全体に占める割合は、一九八〇年台の後半以降、四%を越えている。女子受刑者に占める六〇歳以上の者の割合は、男子の場合よりも高く、一九八〇年以降、概ね五・六%であり、一九九四年は、七%である。ちなみに、同年の年末在所女子受刑者一、五九八人のうち、九・一%が高齢受刑者である。<sup>(14)</sup>

2 高齢受刑者のうち、その多くは、入所度数も多く、若いうちから刑務所生活を経験しているため、家庭生活が破綻し、家族の絆を持たない者も少なくない。その事情を反映し、釈放後に更生保護会を帰住先とする者の割合が高い。一九九〇年度に法務総合研究所が実施した『特別調査』<sup>(15)</sup>によると、初入者、再入者共に、年齢が高くなるにつれて、帰住先を『父や母』の下とする者の構成比が低くなり、『子供』や『更生保護会』とする者が高くなる。『更生保護

会』を帰住先とする、五〇歳以上の高年齢群初入者で一三・三%、同再入者では、三七・七%にも上る。この事実を見ても、犯罪者の社会復帰を目指す刑事政策における保護会の重要性を認識し得る。

3 更生保護会の刑事政策的重要性を示すデータとして、仮釈放者の三割がそこに帰住し、その割合は累犯者ほど高く、受刑歴六回以上の者にあっては、六割もの被釈放者が更生保護会に帰住している現実がある。<sup>(16)</sup>また、近時、アルコール・薬物乱用者等処遇に特別の配慮を必要とする保護対象者が急増しているほか、最近の傾向として、家庭生活の破綻により、少年院を退院して社会に復帰しようとする少年が、家庭に戻ることができず、更生保護会に収容されるという厳しい現実も認められる。その実数は、幸いにして、現在のところ、多くはないが、しかし、最近五年ほど、私自身で訪問した更生保護会の関係者から、少年の在会者が着実に増えているというショッキングな事実を聞いており、実際に、一七歳、一八歳の若者が、夕方、勤め先から更生保護会に戻ってくる姿を目撃したこともある。

4 更生保護会は、一九九四年四月一日現在で、業務停止中の施設を除き、九八施設あり、男子のみ収容するもの八八（青少年施設四、成人施設二、成人・青少年施設六三）、女子のみ収容するもの七（青少年施設一、成人・青少年六施設）、男女を収容するもの三（成人施設一、成人・青少年施設二）となっている。<sup>(17)</sup>

更生保護会の数及び定員の推移を見ると、更生保護制度の問題性が明らかである。一九六五年度には、一五七施設三、七二人であったのが、一九七五年度には、一一〇施設<sup>(18)</sup>一九七二人、一九八五年には、一〇一施設一、四七〇人、一九九四年には、九八施設一二六四人へと減少している。

職員の状況を見ると、その事情は、深刻である（データは、一九九二年四月）。

全職員数四六二名の平均年齢は、五九・一歳、平均給与額は、一六・九万円である。主幹で補導主任を兼ねる三一名の平均給与額は、約二五万円、補導主任は一七・六万円、補導員は一五・五万円、事務員は約一五万円、調理員は一一・七万円となっている。

職員で、保護司を兼ねる者は五九・一%、年金受給者は五七・四%、施設内に居住する者は、三〇・三%である。

一九九一年の経常収支を見ると、収入のうち、国の支出する更生保護委託費は、全体の六〇・五%、寄付金一一・七%、財産収入一〇・一%、助成金五%、法務省補助金を含む補助金二・六%等となっており、支出のうち、人件費を含む事務費等五五・六%、宿泊保護費二九・一%、施設費九・八%、経営管理費三・〇%等となっている。

5 これらの現実を総合して考えた時、更生保護会に対する国の支援を充実させる必要が、年と共に高まって来ているという厳しい現実を思い知らざるを得ないのである。

- (12) 平成三年版 犯罪白書——高齢化社会と犯罪——、一九九一年。
- (13) 法務省・第九六矯正統計年報 I 平成六年、一九九五年、二五頁。
- (14) 平成四年版 犯罪白書——女子と犯罪——、一九九二年、二九八頁以下。
- (15) 平成三年版 犯罪白書（前出注11）、三四〇頁以下、三五六頁。
- (16) 本間達三（前出注8）、二頁。
- (17) 法務省保護局・更生保護の現状（前出注3）、八一頁。
- (18) 法務省保護局・更生保護会の運営をめぐる諸問題について、一九九一年及び前出（注3）、八一頁による。

### III 制度改革と法改正

1 更生保護施設への期待が高まるのと反比例するように、経営難に陥っている多くの施設で、施設の老朽化・収容者の生活環境の悪化、職員の勤務条件の悪化、職員確保の困難化が指摘されるようになり、国の助成を大幅に引き上げる必要に迫られていた。

一九九四年に、更生緊急保護法の一部改正によって、保護施設の計画的な改善を推進するため補助の強化を実現し、

財政的援助を増額するための実質的な支援体制の法的基盤を整え、それと同時に、平成六年度（一九九四年）予算で、更生保護施設整備費補助金が認められ、この国庫助成の受け皿として財團法人更生保護振興財團が設立され、老朽化の著しい更生保護施設に対する施設改善費の補助事業を開始した。<sup>19)</sup>

2 更生緊急保護法の国会審議の過程で、更生保護会に対する国の支援をより強化すべきであるとの意見が強く主張され、改正法の採決に当たり、『更生保護事業の健全な育成、発展のため、法整備を含めて制度の改善、充実に努めること。更生保護事業の充実を図るため、社会福祉事業との均衡にも留意し、被保護者に対する補導援護体制の強化に努めること』等の附帯決議がなされた。

3 この動きに対応し、法務省当局は、更生保護会の経営基盤の強化を図るとする方針の下に、更生保護事業法案及び整備法案を立案し、国会に提出し、その審議を経て、一九九五年五月に、更生保護事業法と更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、整備法と略称）が可決成立したのである。<sup>20)</sup>

新法と旧法の更生保護事業に関する規定とを対比し、新しい改正点を要約すると次の通りである。<sup>21)</sup>

①更生保護事業の概念を明確化し、保護対象者の範囲を拡大し、『罰金又は料料の言い渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者』『少年院から退院した者』等をも含めることにした（法二条）。

②更生保護事業に関する國の責務を明らかにし、國は更生保護事業の適正な運営の確保とその健全な育成発達を図るための措置を講ずるものとする旨を規定し、また、地方公共団体については、自ら更生保護事業を営むことができるほか、その地域において行われる更生保護事業に対し必要な協力をできる旨を規定した（法三条）。

③更生保護事業を営むことを目的としてこの法律に基づき設立された法人を『更生保護法人』とし、その組織、設立、認可、監督、補助等に関する規定を設けた（法第二章、第三章）。

(4) 整備法においては、更生保護会が組織変更の手続により、更生保護法人になることができる旨を定め、これに関する規定を交付の日から施行することとした（整備法二条）。

(5) 更生保護法人に対しては、地方税法上の法人住民税の均等割を課さない事とするなど、この法人が、社会福祉法人と同様の税法上その他の優遇措置を受けることができるよう関係法律の整備がなされた（同法一三条以下）。

(6) 整備法によって、更生緊急保護法が廃止され、これに伴って、同法中の更生保護に関する規定を犯罪者予防更生法に移す等、関係法律に改正を加えた（同法八条以下）。

4 今回の法改正によって、従来、民法上の財團法人であった更生保護会が、更生保護法人として法的に整備され、社会福祉法人と同様の法的地位を得ることとなり、税法上の優遇措置を受け、国庫補助の充実によって、ようやく、財政的な基盤の整備が実現する緒についたことになる。

(19) この点につき、本間達三・前出（注8）、二頁、同・更生保護事業と国の責任、罪と罰三二巻四号、一九九五年、四頁、板谷充・前出（注10）、八〇頁、小畠哲夫・更生保護法人への期待——第四五回“社会を明るくする運動”に寄せて、ジュリ・スト一〇七一号、一九九五年、四頁、西中間貢・前出（注10）、一〇九頁。

(20) 法務省保護局監修・更生保護事業法関係法令集、一九九五年五月。

(21) 本間達三・前出（注8）、一頁による。詳しくは、板谷充・更生保護事業法並びに更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律の制定、法律のひろば四八巻一号、一九九五年、四頁以下参照。

#### IV 更生保護会の最近の動き

1 私が更生保護会に初めて接触したのは、一九七六年四月に始まる『監獄法改正』において、釈放後の受け皿としての更生保護会を視察したときである。東京都内の二施設を見学し、その施設の老朽ぶり、収容者の居室の粗末さ、

その持ち物のあまりの少なさ、職員の待遇の酷さ等を見て、失望したことを思い出す。その後、更生保護会を訪ねる気が起きた。

2 更生保護会に対する私のイメージを一変させたのは、一九九一年九月一八日に更生保護審議会の審議が行われた浦和市の『清心寮』を見学したときの新鮮な驚きである。この日を境として、私の刑事政策の旅の中心は、更生保護会に置かることとなつた。<sup>(22)</sup>

審議会が終わって、保護局の方々と懇談した席上、京都市の壬生にある更生保護会『盟親』<sup>(23)</sup>の事を聞き、一〇月一二日に訪問することが出来た。

『清心寮』は、一九九一年三月に竣工し、一〇月から収容を開始した新しい施設で、浦和市の中心にあり、裁判所、拘置支所、保護觀察所のすぐ近くにある。

『盟親』は、壬生の市営バスの車庫近くにあり、幕末に、六角獄舎のあった場所に、明治三二年、『盟親会堂』といふ感化保護院が建てられた土地に、同じく一九九一年四月に旧施設を改築落成した真新しい建物である。

その後、ゼミナールの学生を引率して、一九九三年七月二九日に福島市の『至道会』<sup>(25)</sup>、一九九四年八月三日に水戸市の更生保護会『有光苑』<sup>(26)</sup>を見学した。前者は、明治二二年五月に、福島県出獄者保護場として創立され、大正五年に福島県連合保護会に改組され、昭和二年八月、同会を解散し、財団法人福島県連合保護至道会として発足した一〇〇年余の歴史を持つ保護会であり、その施設は、一九六七年に建築された。後者の歴史も古く、明治三二年六月に、『水戸保護会』として創立され、昭和一四年に、収容保護の部門が独立して建築されたが、戦災により全焼し、昭和二四年に、『水戸更生保護会』として再建された。現在の施設は、一九六九年に全面的に増改築された建物である。

一九九五年に入り、最近新築された更生保護会を次々と訪問する機会を持つことが出来た。

一九九五年一月二二日に、香川県丸亀市にある『讃岐修斎会』<sup>(27)</sup>、七月二八日に長崎県佐世保市の佐世保更生保護会

『白雲』<sup>(28)</sup>、九月一二二日に新宿区信濃町にある女子施設『両全会』<sup>(29)</sup>と早稲田の『更新会』<sup>(30)</sup>、九月一三日に、女子の施設である『板木明徳会』<sup>(31)</sup>と男子の施設『尚徳有隣会』<sup>(32)</sup>、九月二〇日に国立市にある『八興社』<sup>(33)</sup>を見学した。『両全会』を別として、いざれも、最近新築・開所された真新しい施設である。参考のためにその増改築落成を年度順に上げると、『尚徳有隣会』は、一九九一年五月、『讃岐修齊会』は、一九九一年一月、『更新会』は、一九九三年一月、『白雲』は、一九九四年三月、そして女子のための『板木明徳会』と男子の施設である『八興社』の一部は、一九九五年三月に新築落成した最も新しい施設である。

3 これらのうち、以下、『清心寮』、佐世保更生保護会『白雲』、『板木明徳会』を例にとり、最近の更生保護の動きを素描したい。

①『清心寮』の前身は、一八九〇年（明治二三年）に設立され、一九七〇年に廃止された『社団法人埼玉自彌会』と一八〇三年（明治二六年）に設立され、一九七九年に廃止された『財団法人川越就実会』に溯る。一九八五年前後から、保護観察事件が急増するに伴い、当時、日本全国で更生保護会を持たない唯一の県であった埼玉県として、その建設が焦眉の急となり、埼玉県連合保護司会・浦和保護觀察所・財団法人埼玉県仏教会の三者が再建準備会を結成し、運動した結果、一九八七年一月に、『財団法人清心寮』が設立された。ところが、建設予定地の地元住民から、建設反対の強力な運動が起つたため、時間をかけて折衝・説得した結果、合意が得られ、一九九一年三月に竣工した。この施設は、鉄筋コンクリート四階建、延床面積九六九・〇八平方メートル、収容定員二三名（男子成人一八名、男子青少年五名）、居室一七（うち個室一、二人室六）、全室冷暖房、テレビ付き、集会室（近隣住民に解放しうる）を備え、職員として、主幹一名、補導主任二名、補導員三名の六名が配属され、このうち、補導主任と補導員の一組は夫婦であって、施設内に居住している。

一九九一年一〇月に収容を開始して後、九二年八月までのデータによると、その間収容された者の実人員一八名で、

そのうち、無断で退去した三名を除き、就職したり、縁故者を頼ったり、下宿先を見つけたりして円満に退会した者一六名で、九名が在会している。一九名の退去者のうち、五名が無職であった。

近代的な施設で、至れり尽くせりの生活環境であるが、在会期間は、原則として六ヵ月であり、反対派住民との協定で、近隣に迷惑をかける恐れのない者を選んで入居させているため、定員を大幅に下回る人数が収容され、『宝の持ち腐れ』の感を免れないのが残念であった。

②佐世保更生保護会『白雲』の前身は、一九二六年（大正一五年）五月に、東亜佛教協会会長龍円與三吉氏が自宅を開放して収容保護事業を創設したことに始まる。一九二七年一月に、佐世保保護会が設立され、一九四五年三月に、財団法人佐世保保護会に改組され、更生緊急保護法により、財團法人佐世保更生保護会と改称された。旧施設は、一九六六年一二月に建築・運営されていたが、佐世保バイパスの計画線上にあるため、移転・新築されることとなり、一九四四年五月に着工、一九五五年三月、新施設が完成した。

建築家の團紀彦氏の設計にかかる白堊の鉄筋四階建の建物は、斜面を上手に利用し、周囲の緑、青空と調和した美しい施設である。敷地面積一、七六一・八一平方メートル、延床面積一、四三三・一〇平方メートルの近代的な施設であり、個室一二室、三人室六室、集団処遇室のほか、食堂、ラウンジ、ホール、娯楽室をも備え、事務室のほか、職員の宿直室、応接室など、至れり尽くせりの施設である。職員は、主幹、補導主任、補導員の三人であり、そのほか、更生保護会を支えている会長の経営する法人の事務員が派遣され、庶務を担当している。この更生保護会は、会長の人徳と経営手腕により、佐世保市内の企業がバック・アップし、さらに、九二社に上る賛助会員の会費収入を得て、活動資金に充てる等、涙ぐましい努力をしている。

収容定員は、四〇名であるが、初年度（一九四四年）には、一三名の者を収容した。そのデータは、仮釈放が一六名（七〇%）、執行猶予が五名（三三%）、満期釈放と家庭裁判所から送られた者が各一名であった。施設別で見ると、

長崎刑務所九名(四〇%)、佐世保刑務所六名(二六%)、出身地別では、県内七名(三〇%)、九州各県九名(四〇%)、その他七名(三〇%)である。年齢別では、二〇歳未満一名、二〇一二五歳五名、二六一三〇歳四名、三一一四〇歳四名、四一一五〇歳四名、五一歳以上五名となっている。初年度でもあり、近隣の住民を考慮した人選がなされたものと思われる。

この施設でも、近代的で、至れり尽くせりの立派な施設にもっと多くの人々を収容出来ればどんなに良いだろうかと思った次第である。

③『栃木明徳会』の歴史は、栃木町の各宗寺院住職らが、一九〇八年一月に、免囚保護の目的の下、托鉢修行の浄財をもって始まる。一九一〇年に、栃木刑務所の敷地内に『栃木保護会』が設立された。その後、一九三三年一月に『財團法人栃木明徳会』と改称され、事業の発展に伴い、一九三五年に現在地に敷地を購入し、木造二階建ての保護施設を新築し、一九五〇年に、更生緊急保護法による直接保護事業を行う施設として認可され、事業を継続し、その間、一九八六年に、鉄筋平屋建の増築を行ったが、一九九四年五月に、木造の施設を取り壊して、鉄筋コンクリート二階建ての保護施設を新築・落成した。

この施設では、周囲の住民の理解の下に、新築が実現したが、それというのも、栃木刑務所と関連が深く、女子受刑者の更生・社会復帰に、栃木市民が長年にわたりて理解と協力を惜しまず支援し、殊に、更生保護婦人会の組織を上げてのバック・アップ体制が地域住民の理解を得るのに力があったこと、そして、これまで収容者が地域に迷惑をかけることが殆ど無かったことも、新築に際して、地域住民との摩擦のなかった大きな理由と思われる。

新築された施設は、約七八〇平方メートルで、一階に、事務室、役員室、厨房、サロン、浴室、職員宿舎、宿直室のほか、居室四室、二階に宿直室、図書室、集会室のほか、居室六室があり、これらの居室は、全て個室である。旧館部分に、二人部屋が五室あり、収容定員は、成人女子一七名、少年女子三名の二〇名である。

訪問した九五年九月一三日、七名が収容されていた。仮釈放者四名、執行猶予者三名であり、三号観察中の四名すべて、栃木刑務所からの仮釈放者である。女子の場合、緊急保護施設の数が少ないので、もう少し利用者が多いのではないかと思っていたが、意外に少ない理由は、宿泊の可能な就職先を探すためにも、栃木県内にこの可能性が少なくて、交通の便が良くないことなど、折角の施設を生かし切れない条件がマイナスに作用しているようである。周囲の人々の善意、居住環境の良さ、快適な生活環境など、恵まれた条件を生かし切れないもどかしさと、収容人員の少ないことによる保護会の経営の困難さ、関係者の苦心など心の痛む思いをした。

- (22) 宮澤浩一・更生保護の最近の動き、罪と罰、三〇巻二号、一九九三年。
- (23) 財団法人盟親・更生保護会 施設盟親要覧。六角獄舎には、幕末に、勤王の志士多数が拘禁されていた。元治元年甲子の乱の際、平野国臣ら三十数人の志士が、幕吏により殺害された。また、医家山脇東洋が、京都所司代の公認を得て、宝曆四年（一七五四年）、男の刑死体に日本で最初の解剖を行ったのも、六角獄舎庭前においてであった。なお、一〇〇周年記念誌・前出（注7）、一二三頁参照。
- (24) 財団法人 清心寮のしおり及び一〇〇周年記念史・前出（注7）、八八頁、更生保護会清心寮の概況について、一九九二年九月一八日による。
- (25) 更生保護会 財団法人 至道会のしおり、福島保護觀察所・福島更生保護協会・福島県の更生保護——平成四年——及び一〇〇周年記念誌・前出（注7）、二二二頁。
- (26) 財団法人 水戸更生保護会しおり、水戸更生保護会（有光苑）・在会者のしおり及び法務省保護局・財団法人 水戸更生保護会 更生保護会 INFORMATION、及び一〇〇周年記念誌・前出（注7）、九二頁。
- (27) 財団法人 讃岐修齊会要覧及び一〇〇周年記念誌・前出（注7）、二四〇頁。一九〇〇年（明治三三年）に、その前身である『讃岐免囚保護院』、一九一二年（大正元年）には、財団法人 讃岐修齊会が設立された。一九五〇年（昭和二五年）に、緊急保護法に基づく更生保護事業が認可された。一九六九年に移転・建築された施設が四国横断自動車道路計画のため、再移転を余儀なくされ、一九九一年（平成三年）に新施設の建築を開始し、一九九二年（平成四年）一月に全施設が完成し、収容が開始された。

(28) 財団法人 佐世保更生保護会 白雲及び一〇〇周年記念誌・前出（注7）、一九八頁による。

(29) 財団法人 両全会 更生保護施設両全会 要覽、同視察資料（平成七年九月二二日）及び一〇〇周年記念誌・前出（注7）、六八頁。此の会は、一九一七年（大正六年）、市ヶ谷刑務所の教誨師であった故藤井恵照氏が婦人积放者の保護のため、自宅を開放し、収容保護を開始したことから始まる。一九二六年に現在地の新宿区信濃町に移転し、一九五三年（昭和二七年）に財団法人となるが、一九五三年（昭和二八年）八月に事業休止の止むなきに至った。一九六三年（昭和三八年）に、自転車振興会などの援助を得て、二階建て・コンクリート・ブロック建の施設を新築し、その後、若干の増築をして今日に至っている。

(30) 財団法人 更新会 更生保護会「更新会」同視察資料（平成七年九月二二日）及び一〇〇周年記念誌・前出（注7）、四〇頁。此の会の前身は、一九二六年（大正一五年）、宮城長五郎・藤井恵照氏らの努力で芝田村町に創立され、一九四五年（昭和二〇年）に、現在地の西早稻田に整理統合され、一九五〇年に、更生保護会の認可を受けた。一九八〇年に、市街地再開発事業の一環として完全新築されることになり、一時業務を停止し、一九九四年（平成六年）一月に、新施設が竣工し、業務を再開した。

(31) 財団法人 栃木明徳会 栃木明徳会の概要、同栃木明徳会 施設改築竣工記念誌及び一〇〇周年記念誌・前出（注7）、九四頁。

(32) 財団法人 尚徳有隣会 尚徳会館概要及び一〇〇周年記念誌・前出（注7）、九六頁。本会は、一九六七年（昭和四二年）一一月に、下野尚徳会と宇都宮有隣会とが統合し、今日に至っている。前者は、一九一一年（明治四四年）に、宇都宮監獄内に創設され、一九二五年（大正一四年）に、県連合保護会と合併し、翌一九二六年（大正一五年）、現在地に移り、後者は、一九四七年（昭和二二年）、宇都宮刑務所内に創設され、一九五〇年に直接保護事業の認可を受けた。

(33) 更生保護会 八紘社 七転八起！ 本会は、一九四二年（昭和一七年）に、本山英二、渡邊政治両氏により、現在地に創設され、司法保護団体八紘社の認可を受け、鋤耕を行い、一九四六年（昭和二一年）に、八紘社と改称し、製パン事業に変更し、一九五〇年（昭和二五年）に、更生保護会の認可を受けた。その後、学校給食パン加工工場の認可を受ける。一九六七年（昭和四二年）と一九九五年（平成六年）、自転車振興会・更生保護会振興財団等の協力で、施設の新・改築を行った。

### 結びに代えて——更生保護の行方

1 最近新築・落成した施設を見学するたびに、更生保護会の施設がすばらしくなるのは、大変良いことであり、歓迎すべきことだと思う。殊に、刑務所から釈放され、帰るべき場所のない人々が、老朽化し、あちこちが痛んだ施設の狭い部屋に収容されたとき、その侘しい境遇を思い、国からも社会からも見捨てられたとの思いを募らせるのではないかだろうかと、長い間、心の痛む思いをして来た者として、関係者の努力に心から感謝したい。

矯正施設から釈放され、社会に戻る第一歩としてあてがわれた居住場所が、あまりにも粗末であれば、たとえ、保護会の施設の職員が、善意で献身的な世話をし、乏しい予算で精一杯の努力をしている現実を垣間見て、施設の窮状を知り、感謝の気持ちを持ったとしても、『所詮、自分たちは、社会から見捨てられた存在なのだ。罪を犯した報いが結局これなのだ』との思いを拭うことが出来ず、社会復帰への気持ちが萎えるのではないであろうか。

他方、一九七〇年代の後半以後、まず少年院・少年鑑別所、そして刑務所の新改築が進み、矯正施設の近代化が各所で見られるようになってきたから、その種の施設から社会復帰した者にとって、釈放後の更生保護施設のみすばらしさを体験すれば、ショックを受けるのではないだろうか。新しい施設から社会へ戻った者の目には、施設で散々聞かされた『刑事政策の近代化』の掛け声が、色あせて見えたに違いない。

2 刑事政策を、全体として推進し、犯罪者の社会復帰というテーマを、単なるお題目ではなく、地に足のついた政策とし、現実に根を下ろした社会政策の一環とすべきであると考えて来た私にとって、矯正の分野に次いで、更生保護の分野でも、犯罪者の社会復帰という地道な活動が日の当たる場所となって来た事実は、喜ばしい限りである。

3 更生保護の将来を考えると、次の課題は何かについて、一言したい。既に感想を述べたように、せっかくの施設が、『宝の持ち腐れ』ともいうべき現状を呈していることに、やはり一言せざるを得ない。更生保護に無理解な反

対運動に直面し、施設の建設を実現するため、ひたすら低姿勢をとり、付近の住民との交渉の結果、収容者を収容するに当たって、問題の少ない人を厳選することとなつた結果、収容者の数が収容定員を大幅に下回っているのである。更生保護会の新設が望めない状況下にあるとき、全国で、実動九八施設を数える保護会は、平均して、都道府県あたり二施設を切ることになる。実際、人口の多い大都市を抱える都府県や広域の地域では、施設の数が多く、例えば、東京都の二〇施設、北海道の八施設、愛知県と福岡県の各六施設、大阪府と神奈川県の各四施設、京都府と兵庫県の各三施設がその例であるが、他の多くは、県内に一～二施設を持つに過ぎず、青森県のごときは、更生保護会がない。<sup>(34)</sup> 公共性に欠ける土地柄に新幹線計画が実現しないのはむしろ当然と言えるであろう。それはともかくとして、せっかく最新式の更生保護会が新築されても、問題のありそうな人を収容する事が出来なければ、隣接都府県の旧來の保護会に収容を依頼することになり、収容者を送り込む幅が狭くなってしまう。刑事政策関係者は、『刑事政策には、冒険は付き物である』という事を、声を大にして市民に語りかける必要がある。それとともに、事あれかしと待ち構え、ちょっとした事件が起きると、すぐ騒ぎ立てるマスコミ関係者の軽舉妄動に対し厳しくたしなめることも忘れてはなるまい。

4 女子の更生保護施設が全国で七カ所しかなく、男女を収容する施設と併せて、一〇カ所しかないのも、問題である。女子刑務所も、全国で六カ所、女子少年院も九カ所に過ぎず、そのためもあって、家族の住所から遠く離れた広域収容を余儀なくされている。<sup>(35)</sup> 特に、釈放後の生活の確保が困難な、高齢の女子収容者の場合、帰住先として社会福祉施設又は更生保護会しか戻る場所のない者は多いであろう。仙台矯正管区、広島矯正管区及び高松矯正管区内には、女子を収容する更生保護会はないのである。

5 最後に、無期受刑者を含む、執行刑期八年以上の長期受刑者の社会復帰に資するため、一九七九年四月から実施している『長期刑仮出獄者中間処遇』にふれたい。この施策は、上記の長期受刑者で、地方更生保護委員会が仮出獄

を許した者のうち、本人の同意があつた者について、早期かつ円滑な社会生活への移行を図るため、仮出獄直後の一ヶ月間、中間処遇施設として更生保護会に居住させ、その間、社会生活への適応訓練、職業についての援助等の特別な処遇を行うものである。最近の動向を見ると、一九九〇年は一二六人、九一年は一四五人、九二年は一一五人、九年は一三四人、九四年は一三九人となっており、ここにも、更生保護会に期待するところの多いことが示されている。<sup>36)</sup>

6 今後、更生保護事業は、装いを新たにした更生保護法人を中心として一層の発展を遂げて行くことと思う。国立の更生保護施設を求める声がない訳ではないが、犯罪者は、その犯した罪を贖った後、その者によって引き起こされた社会的混乱の収まつた『場所』、つまり、現実の社会へと戻り、自分の所業で失った周囲の市民の信頼を徐々に回復し、やがて受け入れられ、社会の一員としての生活へと戻るのである。この一連の生活を支えるのは、国でもなく、『役人』でもなく、社会の中に根を下ろしている民間人、つまり、地域の市民である更生保護会の職員であるところに意味があると考える。

ただ、最近の収容を要する事情のある受刑者、その他の対象と成り得る者の現状を考えると、民間施設である『更生保護会』に依存するだけでは解決の付かない者が増えつゝある状況も否定し得ないのである。殊に、本来であれば、『改善・保安処分』の対象者となるべき者に対して、国として今のところ刑事司法制度としては、何らの手を打つていないのである。この点を考慮するならば、国立の更生保護施設を構想する必要性を全く否定することはできないであろう。その場合、対象者となりうる者を多く抱えているのは、大都市の付近ということになる。そうであるとすれば、関東、特に、南関東、関西、九州の人口の多いところで、国有地に国の予算で施設を建設し、その運営を第三セクター方式で民間に委託するというやり方を採用するのが最も現実的であると思う。ただ、現在の財政事情の下では、徐々に建設するしか、手はないであろう。例えば、差し当たって、福岡、大阪の『婦人補導院』の跡地が残

っているならば、それを活用し、早稲田大学周辺の再開発に習って、公的性格をもつ施設と民間の企業の施設とを混在させるような形で、国の更生保護施設を併設できないものであろうか。ただ、それにしても、実現するのは、相当のことになるであろうから、当分は、更生保護のための受け皿の殆どは民間施設に頼らざるを得まい。それにもかかわらず、否、まさにそれだからこそ、国は、更生保護会の適切な育成を図る義務があり、地方公共団体も、その地域社会で、最も地味な活動をしている更生保護会を支援し、率先して、地域社会の理解と協力を得るよう努める必要があるのではないだろうか。そして、刑事政策に関心をもつ研究者は、更生保護会こそが、刑事政策の最後で、しかも最も重要な役割を担っている施設であるという現実を見据え、スタンド・プレーに類するような議論でない、眞の犯罪者処遇への道を実務とともに模索する建設的な研究を心掛け、犯罪者の社会復帰に役立つ提言を試みてゆくべきであると思うものである。それと同時に、刑事政策を地道に研究する方法として、ただ単に頭の中で観念的に刑事政策の理論をこねくり回すのではなく、刑事政策の現場を訪ね、多種多様な形で存在する現実の制約に直面し、幾多の困難を克服している実務の現状を少しでも理解することに努めなければならない。現実の実務を知らないで刑事政策の論文を書くのは、臨床の経験が無いのに教科書や参考書を見て処方箋を書く医学生の域を出ない。また、一度や二度、現場を見て実務が分かったように思うのは、生兵法であり、研究論文という名の大怪我の元になる。ある意味では、矯正も保護も、学者の観念よりはるかに進んでいる場合がある。監獄法というソフト面の整備・改革は遅れていが、施設のハード面は、進んでいる面が少なくない。刑事政策先進国の中正や保護と比べて、わが国のそれが立ち遅れている面がある場合、その原因の大半は、あまりにも古くなり過ぎた『監獄法制』の制約によることを忘れてはならない。更生保護会の場合は、現実が法規の改正に先行し、しかも、その根本的な改正へと推し進めて行った。私がその動きを知ったのは、現実が動き出してから可なり後のことである。刑事政策を専攻するものとして、現実への目配りが遅れたという自戒を込めて、結びとする。

(34) 法務省保護局編集・九二年更生保護便覧、第三版、一九九三年、一〇七頁。一九八八年刊行の『更生保護会設立一〇〇周年記念誌』の二二〇／二二一頁は、財團法人青森慈晃会の連絡先、沿革のほか、白紙である。それから七年。その間、当時、日本で唯一、更生保護会の施設がないということで、近隣の反対運動に対し、時間をかけて説得し、前述のように、立派な『清心寮』を建設した埼玉県の例がある。

(35) 平成四年版 犯罪白書・前出(注13)、三〇〇七頁。

(36) 法曹時報 四三巻(四七巻)(一九九一年~九五年) 所載のデータによる。

(37) 本間達三・前出(注8)、二頁、同・前出(注19)、四頁。

〔追記〕本稿を印刷に付している間に、吉岡一男著・刑事法通論、一九九五年、大塚仁編・新刑事政策入門、一九九五年(内山安夫執筆)、星野周弘他編・犯罪・非行事典、一九九五年に接した。遺憾ながら、これらの当該部分では、更生緊急保護制度の旧規定に触れるのみであって、今回の全面改正によって更生保護事業法に基づく制度の抜本的改正がなされた状況を展望する叙述はない。本文の冒頭で述べたように、『更生保護事業』は、刑事政策の『最後の砦』とも言うべき重要な法制度であるが、『更生保護事業法』が公布され、その重要な一部が公布の日から施行されて半年近くたつても、なお、その存在に触れられていないという現実は、はしなくも、刑事政策研究者の関心の薄さを象徴する出来事であると言つても過言ではなかろう。